

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については30万円、申立期間②については34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月25日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については30万円、申立期間②については34万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については25万円、申立期間②については25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月25日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については25万円、申立期間②については25万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については17万円、申立期間②については16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月25日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については17万円、申立期間②については16万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については18万円、申立期間②については19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月25日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については18万円、申立期間②については19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については30万円、申立期間②については29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月25日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については30万円、申立期間②については29万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 25 日

A社から支給された平成20年7月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については30万円、申立期間②については29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日  
② 平成20年12月25日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については30万円、申立期間②については29万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については10万円、申立期間②については14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日  
② 平成 20 年 12 月 25 日

A社から支給された平成20年7月25日及び同年12月25日の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧から、申立人は、申立期間①については10万円、申立期間②については14万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年9月1日に、資格喪失日に係る記録を7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、同年12月から7年3月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年4月1日まで

私は、平成2年4月1日にA社に入社した後、6年4月1日に子会社であるB社に転籍し、そして同年9月1日にA社に再び戻って勤務した。その間ずっと正社員でソフト開発の仕事に携わっていたが、同年9月1日から7年4月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。同年3月分の給与明細書を見ると厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の平成7年3月分の給与明細書、同社から提出された申立人の同年3月31日付けの退職願、申立期間の給与台帳、6年及び7年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって上記の給与台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成6年9月は18万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、同年12月から7年3月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年9月から7年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月13日から20年3月1日まで

A社の社員になり、会社の指示どおりに乗船した。乗船したB船は、昭和19年7月に雷撃により沈没した。その後乗船したC船は、D港において、空爆により沈没した。二度の沈没により、船員手帳は紛失し証明するものは無いものの、会社からの指示どおりに乗船していたので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和20年4月1日より前は、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないもの」（以下「予備船員」という。）については、船員保険の適用が無かったところ、申立人は、B船が19年7月に沈没後、半年以上E地におり、その後、A社があるF地に戻ってから、C船に乗船したと供述していることから、申立人は、申立期間のうち、ほとんどの期間において船員保険の適用除外である予備船員であったと考えられる。

また、厚生労働省社会・援護局が保管している「G報告綴」によると、昭和20年9月にH海務監督に宛てた「C船遭難報告ノ件」の中で、申立人が同年8月9日の空爆により、負傷したことが報告されており、申立人がC船に乗船していたことが確認できるところ、A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)によると、船名の記載は無いものの、申立人が同社において同年3月1日付けで船員保険の資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が一緒にC船に乗船したと記憶する複数の同僚に照会したが、一人は死亡しており、ほかの同僚からは申立人の同船における乗船時期及び申立期間における船員保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

加えて、A社は昭和21年に解散し、申立期間当時の関係書類の存否も不明である上、申立人も船員手帳を所持していないことから、申立人のC船における乗船時期及び申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 20 日から 41 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 41 年 8 月 21 日から同年 11 月 10 日まで

中学を卒業して最初に勤めたA社では、初めてもらった給料から厚生年金保険料が引かれていたので、その後勤めたB社やC社D支店においても同様に厚生年金保険の加入手続をしてきていたと思う。また、私は厚生年金保険の記録に空白期間ができないように、次の仕事が決まってから会社を辞めており、年金加入期間に空白があるはずがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人を記憶しているとする同僚に照会したが、申立人のB社における入社日を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、B社の当時の事業主は死亡しており、同社も既に廃業し、当時の資料は保管されていないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人が一緒に勤務していた同僚の供述から、申立人は、申立期間②においてC社D支店E出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D支店が加入していたF健康保険組合の記録によると、申立人の資格取得日は昭和41年11月10日であり、オンライン記録と一致している。

また、C社の当時の事業主に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、C社D支店E出張所はG社の応接室にあり、申立期間②において、両社の仕事に従事していたと供述しているが、G社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険

料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立期間①について、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月頃から同年2月頃まで  
(A社。後にB社に変更)  
② 昭和32年7月28日から33年3月31日まで  
(C社)  
③ 昭和33年8月29日から34年2月28日まで  
(D社)

オンライン記録によると、A社における被保険者期間は、昭和32年8月6日から同年9月22日までの期間となっているが、私の記憶では、同社には申立期間①においてアルバイトとして勤務していたので、正しい記録に訂正してほしい。また、同年2月25日から33年3月31日までの期間、C社に勤務した。その後、同年4月1日から34年2月28日までの期間、D社に勤務した。同社は、E社の100%出資の子会社で、経理は親会社である同社が行っていた。申立期間②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社に勤務する前に、約1か月間、A社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社の後にA社で厚生年金保険の加入記録がある上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、同社の資格取得時の厚生年金保険被保険者番号は、昭和32年3月16日付けでC社の資格取得時に払い出された番号であることが確認できる。

また、当該期間においてA社で被保険者であったことが確認でき、連絡先が判明した同僚10人に照会したところ、回答があった8人は、申立人を覚えていないとしており、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

さらに、A社は、当時の資料は保存されておらず、申立人の当該期間における勤務実態については不明である旨回答している。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社において、当該期間に資格を取得している同僚6人に照会したところ、回答があった3人は申立人を覚えていないとしており、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、C社は、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

申立期間③について、申立人は、当該期間においてD社で勤務し、同僚のF氏と一緒に同社を退職したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、上記の同僚のD社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人の資格喪失日より前の昭和33年7月5日であることが確認できる。

また、D社で当該期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚5人に照会したところ、全員が申立人を覚えていないとしており、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、D社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時、同社の親会社であったE社は、当時の書類は保存されておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。